

第10次登別市交通安全計画における
令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
1. 交通安全思想の普及徹底	(1) 生涯における交通安全教育の推進	ア. 幼児に対する交通安全教育	<p>幼児に対する交通安全教育は、交通安全ルールを学習するとともに安全に行動できる習慣と態度を身につけることを目標とする。</p> <p>幼稚園、保育所では、幼児の発達段階と特性に十分配慮し、地域の関係団体と協力しながら、日常活動のあらゆる機会に交通安全教育を推進する。さらに、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識したうえで、正しい交通ルール及びマナーの習得・実践を進めるために、家庭で交通安全の話し合いが積極的にもたれるよう働きかける。</p> <p>◎こぐまクラブ交通安全教室(腹話術による交通安全教室)(2月)</p>	<p>市民サービスグループ 保健福祉部こども育成グループ 登別市交通安全協会 胆振総合振興局 室蘭警察署 各幼稚園・各保育所</p>
		イ. 児童・生徒・学生に対する交通安全教育	<p>小学校、中学校、高等学校及び専門学校の児童・生徒・学生に対する交通安全教育は、生命の尊重という基本理念のもと、児童の心身の発達段階や地域の実情に応じた日常生活における交通安全の重要性を学習することを目標に行う。</p> <p>さらに、身近に潜む交通環境のさまざまな危険を認知し、常に的確な判断の基に安全に行動できる態度と能力を養い、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人々や地域社会の交通安全運動に貢献できる人材を育成するため、学校や地域、家庭が関係機関と連携を図りながら継続的に交通安全教育を行う。</p> <p>○小学校の交通安全教育 小学校の交通安全教育は、学級指導及び学校行事を中心に学校教育活動全体を通じ、歩行者としての安全、自転車の安全運転、身近な交通ルールを重点的に、指導を進める。 ◎交通安全指導員による交通指導 ◎新入学児童に対する交通安全啓発(幌別東小学校) ◎新入学児童等を交通事故から守る運動(4月9日(木)・4月10日(金)) ◎夜行反射材着用の推進</p> <p>○中学校の交通安全教育 中学校の交通安全教育は、学級指導及び学校行事を中心に学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故の防止と安全な生活について指導を進める。また、市内及び登別明日中等教育学校の新中学1年生に対し、自転車の安全利用に関するパンフレットを配布し、生徒指導との連携を図る。 ◎自転車の安全利用に関する啓発物品の配布</p> <p>○高等学校・専門学校の交通安全教育 高等学校・専門学校の交通安全教育においては、自転車の安全運転と車両のルール遵守、二輪車・自動車の特性に対応した交通事故の防止について、交通社会に生きる一員として必要なマナーを身につけられるよう、交通安全指導の充実を進める。 ◎自転車の安全利用に関する啓発物品の配布(駅前啓発)</p>	<p>市民サービスグループ 教育部学校教育グループ 教育部社会教育グループ 登別市交通安全協会 胆振総合振興局 室蘭警察署 登別・登別中央ライオンズクラブ 登別ロータリークラブ 室蘭地区安全運転管理者協会 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会</p>
		ウ. 成人等に対する交通安全教育	<p>運転者については、地域における講習会を開催するほか、交通安全団体の活動を通して、交通ルールの遵守、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用、スピードダウンの励行、飲酒運転のような悪質で危険な運転などの防止を中心に、自発的に安全行動を起こすことができる社会的責任の自覚を生むための意識啓発を図る。</p> <p>◎自転車の安全利用に関する啓発物品の配布 ◎飲酒運転根絶運動(7月13日(月)) ◎夕暮時における交通安全啓発運動 ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動 ◎交通安全・飲酒運転の根絶等に関するチラシ等の配布(随時) ◎信号機のない横断歩道での一時停止の推進 ◎交通安全講習会の開催</p>	
		エ. 高齢者等に対する交通安全教育	<p>高齢者に対する交通安全教育を推進するため、老人クラブや町内会と連携し、交通安全講習会の開催を積極的に推進する。</p> <p>◎高齢者交通安全啓発(5月上旬～6月上旬)及び啓発物の配布(随時) ◎自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止 ◎飲酒運転根絶運動及び夜光反射材普及啓発運動(7/13(月)) ◎交通安全標語の募集 ◎夕暮時における交通安全啓発運動 ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動 ◎交通安全・飲酒運転の根絶等に関するチラシ等の配布(随時) ◎夜行反射材着用の推進</p>	

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
1. 交通安全思想の普及徹底	(1) 生涯における交通安全教育の推進	オ. 運転者に対する交通安全教育	<p>交通事故件数減少に向けては、運転者に対する交通安全教育は非常に重要であるとの観点から、ジャンボ街頭啓発、人と旗の波街頭啓発運動、夜間パトライト(赤色回転灯等による啓発)、飲酒運転根絶啓発、各交通安全期間における交通安全の呼びかけなどの各種啓発活動、さらに町内会や市広報紙を通じ、スピードダウン、飲酒運転の根絶、運転中の携帯電話等の使用禁止などの防止を呼びかける広報活動など、多様な手段で交通安全思想の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ジャンボ街頭啓発(6月上旬) ◎人と旗の波街頭啓発(年5回、8箇所) ◎飲酒運転根絶運動(7/13(月)) ◎レット駐留夜間街頭啓発 ◎夕暮時における交通安全啓発運動 ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動(12/4(金)) ◎交通安全・飲酒運転の根絶等に関するチラシ等の配布(随時) 	<p>市民サービスグループ 教育部学校教育グループ 教育部社会教育グループ 登別市交通安全協会 胆振総合振興局 室蘭警察署 登別・登別中央ライオンズクラブ 登別ロータリークラブ 室蘭地区安全運転管理者協会 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会</p>
		カ. 障がい者に対する交通安全教育	<p>障がい者に対して、交通安全に必要な技能及び知識の習得のため、効果的な教材の活用や地域における福祉活動の場を利用するなど、障がい特性に応じた交通安全教育を推進する。</p>	<p>市民サービスグループ 保健福祉部障がい福祉グループ 登別市交通安全協会</p>
	(2) 交通安全思想の普及啓発活動の推進	ア. 交通安全運動の推進	<p>高齢者及び若年層の交通事故防止、スピードダウンとシートベルト・チャイルドシート着用の徹底、自動車及び二輪車運転者としての社会的責任の自覚の徹底、自転車の安全利用の促進を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自転車の安全利用に関する啓発物品の配布(駅前啓発)(4月～6月) ◎人と旗の波街頭啓発(年5回、8箇所) ◎レット駐留夜間街頭啓発 ◎ジャンボ街頭啓発(6月上旬) ◎夕暮時における交通安全啓発運動 <p>関係機関・団体等と市が協力し、市民参加のもとに各期別の交通安全運動を中心とした幅広い市民運動を展開する。 運動の実施に当たっては、地域住民の自主的な参加を得て、それぞれの地域の実情に即した活発な活動を効果的に展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎春の全国交通安全運動(市内巡回・4月6日～4月15日) ※期別運動 ◎夏の交通安全運動(市内巡回・7月13日～7月22日) ※期別運動 ◎秋の全国交通安全運動(市内巡回・9月21日～9月30日) ※期別運動 ◎冬の交通安全運動(市内巡回・11月13日～11月22日) ※期別運動 ◎飲酒運転根絶運動(7/13(月)) ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動(12/4(金)) 	<p>市民サービスグループ 登別市交通安全協会 登別市消防本部 室蘭地区安全運転管理者協会 室蘭警察署 胆振総合振興局 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会</p>
		イ. シートベルト・チャイルドシート着用の推進	<p>自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者の死亡率は非常に高く、シートベルトを着用していれば助かったという事例が多いことから、全席のシートベルト着用を関係機関・団体等と協力し啓発に努め、チャイルドシートについても、幼稚園や保育所等と連携し、保護者に対して正しい使用方法の啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎各期別の交通安全運動等・各交通安全研修会においてシートベルト及びチャイルドシート着用の啓発を行う。 ◎ジャンボ街頭啓発(6月上旬) ◎人と旗の波街頭啓発(年5回、8箇所) 	<p>市民サービスグループ 保健福祉部こども育成グループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署 胆振総合振興局 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会</p>

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
		ウ. 飲酒運転の根絶	<p>近年、飲酒運転による交通死亡事故が発生しており、北海道において「飲酒運転根絶に関する条例」が平成27年12月1日付けで施行されたところである。</p> <p>また、本市においても、「登別市交通安全条例」の一部を平成28年4月1日付けで改正し、飲酒運転根絶に関する条文を盛り込んだところである。</p> <p>飲酒運転による悲惨な交通死亡事故を市内においても引き起こさないため、北海道で定められた「飲酒運転根絶の日」(7月13日)に合わせ啓発を行い、また、市内の飲酒を伴う行事等においても啓発を行うなどし、飲酒運転根絶を「しない、させない、許さない」社会環境づくりに努める。</p> <p>◎飲酒運転根絶運動(7/13(月))</p> <p>◎胆振地区飲酒運転根絶に係る研修会</p>	<p>市民サービスグループ</p> <p>登別市交通安全協会</p> <p>室蘭警察署</p> <p>胆振総合振興局</p>
		エ. 広報活動の充実	<p>市民の交通安全に対する意識と感心を高めるため、家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえた広報活動を実施する。</p> <p>◎地域住民へ啓発文書を配布・回覧し、交通知識の高揚を図り、地域から交通事故を起こさない、あわない運動を展開する。</p> <p>◎交通安全パネル展</p>	<p>市民サービスグループ</p> <p>登別市交通安全協会</p> <p>登別市連合町内会</p>
		オ. 外国人(観光客)に対する交通安全啓発	<p>日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的とし、関係機関・団体等と協力し、啓発活動を強化する。</p> <p>◎外国人観光客に対する人と旗の波街頭啓発運動</p> <p>走行する車両や歩行人に外国語表記を用いたのぼりやハンドプレートで交通安全を呼びかける。</p>	<p>市民サービスグループ</p> <p>登別市交通安全協会</p> <p>室蘭警察署</p> <p>登別市連合町内会</p> <p>登別国際観光コンベンション協会</p> <p>登別温泉旅館組合 ほか</p>
		カ. 自転車利用者に対する交通安全啓発	<p>自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを学習する必要がある。</p> <p>このことから、児童・生徒・学生や一般の方に対して自転車に関する啓発活動を実施する。</p> <p>また、自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通社会の一員としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車保険や損害賠償責任保険等への加入を進める。</p>	<p>市民サービスグループ</p> <p>登別市交通安全協会</p> <p>室蘭警察署</p>
		キ. 夜間事故対策	<p>夜間から未明にかけては交通量が減少することから、暴走型の事故が発生しやすくなる。こうした事故を防止するための啓発活動を促進するほか、事故防止のための高輝度啓発看板の設置、夜光反射材の装着等の促進に努める。</p>	<p>市民サービスグループ</p> <p>登別市交通安全協会</p> <p>室蘭警察署</p>
2. 救助・救急体制等の整備	(1) 救助・救急体制の整備	ア. 救助・救急体制の充実	<p>交通事故に起因する救急救助出動の増大及び複雑多様化する救急救助事案に対応するため、救助・救急体制の計画的な整備を行い、円滑な対応ができるよう体制を整備する。</p> <p>◎救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。</p> <p>◎救急救命士の養成</p> <p>プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の向上のため、医師の指示又は指導・助言の下に高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成を推進する。</p>	登別市消防本部
		イ. 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実	<p>交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成や救命処置拡大による高度救命処置用資器材等の整備を行うとともに、メディカルコントロール体制を強化して、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。</p>	

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
		ウ. 高速自動車道における救急体制の整備	高速自動車道における事故は、ひとたび発生すると車両の走行速度の高さ故に人車に及ぼされる被害が甚大になることから、救助・救急業務遂行にあたっては、NEXCO東日本や関係自治体との協力体制が確立されている。 今後はさらに迅速な救急・救助等の活動を行うため、資器材の整備を図り現場活動に従事する職員の教育訓練を充実するとともに関係機関との連携強化に努める。	登別市消防本部
		エ. 集団救助・救急体制の整備	多数の負傷者が発生する大規模な事故に対応するため、医療機関等関係機関と救護訓練の実施等を行い、連携体制を強化して、集団救助・救急体制の整備を推進する。	
		オ. 救助・救急設備等の整備	救助工作車、救助用資器材、高規格救急自動車、高度救命用資器材等の整備を推進するとともに、救助・救急活動の円滑な実施を推進する。	
		カ. 応急手当の知識と技能の普及	交通事故による負傷者の救命率を向上させるためには、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた住民等による適切な応急手当が行われることが重要であることから、市民や各種団体等を対象として自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について普及啓発活動を推進する。	
	(2) 救急医療体制等の充実	ア. 救急医療体制の確保	室蘭市医師会等と連携して、地域における救急医療体制の充実を図る。	保健福祉部健康推進グループ
3. 安全で円滑な道路交通環境の整備	(1) 交通安全施設の整備	ア. 適切に機能分担された道路網の整備	道路網を整備することは、基本的な交通の安全を確保する上で重要なことである。 ◎幹線道路に囲まれた居住地域内においては、通過交通をできる限り幹線道路へ転換させることや歩行者の通行を優先させる道路機能の分化により、暮らしの安全を図ることに努める。 また、歩行者の通行を優先するため、生活道路や通学路等において歩道の整備等による、歩行者の通行を優先した道路の整備に努める。 ◎自動車交通と歩行者・自転車交通との分離を可能な限り図るよう努力し、歩行者・自転車のための安全な空間の確保を図ることに努める。	市民サービスグループ 都市整備部土木・公園グループ 保健福祉部障がい福祉グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部
		イ. 道路改築による交通環境の整備	安全で円滑な交通を確保するため、歩行者保護の見地に立ち、道路の改良事業を推進する。 ◎歩道の段差解消に努める。 ◎道路の使用及び占用の適正化に努める。 ◎不法占用物件等の排除に取り組む。 ◎見通しの悪いカーブ・交差点での交通事故防止を図る。 ◎地域からの要望を勘案してカーブミラーを設置する。	市民サービスグループ 都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部 室蘭警察署
	(2) 効果的な交通規制の実施	ア. 地域の事情に応じた交通規制	通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を実施するほか、交通状況の変化に対応するため、既設の交通規制の見直しを推進する。 地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせた交通規制を実施するとともに、歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、車両通行止めなど、高齢者や障がい者等に配慮した交通規制を推進する。	市民サービスグループ 都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部 室蘭警察署
		イ. 事故多発路線・地域における重点的交規	交通事故の多発傾向にある地域、路線等については、道路診断等を各関係機関と連携を取りつつ積極的に実施し、速度制限、右側部分はみ出し通行禁止等、最も有効な交通規制を各関係機関と検討する。	市民サービスグループ 室蘭警察署
	(3) その他道路交通環境の整備	ア. 秩序ある駐車対策の推進	市街地における無秩序な路上駐車を抑制するため、駐停車禁止規制の適切な運用を図り、引き続き市街地における路上駐車抑制のため、運転者のマナー向上を図る。 住宅地における迷惑駐車及び路上駐車を抑制するための対策を関係機関と連携して進める。	市民サービスグループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
		イ. 道路使用の適正化	○道路の使用及び占用の抑制 工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全で円滑な道路交通を確保するため、適正な許可を行うとともに、道路使用・占用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図り、道路使用終了後の復旧など維持管理についての指導を強化する。 ○不法占用物件等の排除 道路交通の妨げとなる不法占用物件等については、強力な指導によりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を関係機関と連携の上、地域住民とともに積極的に行う。	都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部 室蘭警察署
		ウ. 子どもの遊び場等の適正な維持管理	子どもの路上遊びを防止するための関連策として、子どもが公園・広場で遊びやすいようその適正な維持管理に努める。	都市整備部土木・公園グループ
		エ. 災害発生時における交通規制等	大規模な災害が発生、または発生する恐れがある場合は、交通の混乱を防止するため、迅速かつ的確に車両に対する交通規制を行う。	室蘭警察署 都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部
4. 交通安全推進体制の充実	(1) 交通安全推進体制の充実	ア. 各団体組織の主体的な活動の強化等	多方面にわたり実施されている交通安全に関する施策をより効果的に推進するため、市、関係機関及び民間団体等による交通安全推進体制を一層強化し、交通安全に関する運動に市民を挙げて実施し、地域の活力ある交通安全運動推進を図る。 市内の各町内会、学校における交通安全活動への取り組みは、地域から交通事故をゼロにさせようという機運のもとに、日夜努力が続けられている。こうした地域の自主的活動をさらに強化するため、家庭、地域、学校、職場に対して諸行事及び事業への援助、必要な情報提供の充実を図り、各団体組織の主体的な活動の強化を図る。 また、生涯にわたる交通安全教育推進の観点から、幼児期から交通安全教育の円滑な導入が図られるよう、保育所・幼稚園へ交通安全教室等の推進を図る。 さらに登別市の交通安全推進の中核となっている交通安全指導員会の交通安全活動推進体制を支援・強化し、活動の活性化を図り、市民を挙げての活動の展開を推進する。 ◎通学児童の登下校時における交通安全指導員による交通指導を実施する。(4～10月) ◎家庭、地域、学校、職場などに対して、諸行事や事業への支援と情報提供の充実を図る。 ◎登別市及び登別市交通安全協会の主催による街頭啓発運動を職場、町内会へ参加を依頼する。 ◎保育所・幼稚園に対する交通安全に関する啓発物の配布及び貸出を行う。 ◎交通安全教室を実施する。 ◎飲酒運転の根絶に関する啓発活動などにおいて、市内飲食店組合を通じ、啓発物の配布協力を願う。	市民サービスグループ 登別市交通安全協会 登別市連合町内会 室蘭地区安全運転管理者協会 登別市老人クラブ連合会
5. 道路交通秩序の維持	(1) 交通の指導、取り締まりの強化	ア. 一般道路における指導、取り締まりの強化等	自転車の無灯火、危険な道路横断や薄暮時から日没後にかけての夜光反射材の着用推進の街頭指導を進めるとともに、自己中心的な交通違反行為に対する取り締まり及び指導強化を関係機関と連携して推進する。	室蘭警察署 市民サービスグループ 登別市交通安全協会
		イ. 高速道路における指導、取り締まりの強化等	高速道路においては、重大な違反はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結する恐れがあることから、交通事故の実態に応じた機動警ら、駐留警戒等を強化し、違反行為の未然防止及び交通の流れの秩序を保つ。	北海道警察本部高速道路交通警察隊
	(2) 暴走、迷惑行為対策の強化	ア. 青少年の健全育成	青少年の健全育成の観点から、家庭、学校、職場及び地域で青少年に対して適切な指導が行われるよう働きかけを行うとともに、青少年育成団体等との連携を図り、青少年の健全育成諸活動に努める。 ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動	教育部学校教育グループ 教育部社会教育グループ 市民サービスグループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署
		イ. 暴走、迷惑行為をさせないための環境づくり	暴走、迷惑行為を「しない」、「させない」、「見に行かない」の暴走族追放三ない運動を展開し、家庭、学校、地域がもっている非行防止機能の充実を図る。 また、暴走族の参集場所として利用されやすい公共施設や夜間無人となる広い駐車場を持つ施設などの管理徹底を進めるとともに、暴走行為が頻発する路線については、道路管理者をはじめ関係機関、団体との連携を強化し、暴走行為ができない道路環境づくりに努める。 ◎歳末特別警戒交通安全啓発運動	都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部 市民生活部市民協働グループ

令和2年度登別市交通安全計画実施計画書

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画内訳	事業実施関係者
6. 冬道の交通安全の確保	(1) 冬道の道路交通環境の整備	ア. 冬季における道路機能の確保等	冬季における道路機能の確保、自動車交通の円滑化、自動車のスリップ防止、歩行者の安全への対応などを図るため、ロードヒーティング設置箇所の適切な維持管理や砂箱の設置、融雪剤散布、道路改良による危険箇所の解消に努めるなど、気象状況に適した道路整備の促進を図る。	都市整備部土木・公園グループ 北海道開発局室蘭開発建設部 胆振総合振興局室蘭建設管理部 室蘭警察署
	(2) 除排雪体制の強化	ア. 運転環境の確保	冬季における安全で円滑な交通を確保するため、町内会との連携や消防署等からの道路情報(降雪状況)収集の協力を得るとともに、道路パトロールを行い市内地域の降雪量及び路面状況等を把握して、適切な除排雪や融雪剤(凍結防止剤)の散布の実施に努める。	
		イ. 生活道路の除雪	住宅街における生活道路の除雪は、住民の協力を得て路上駐車をなくし、通園通学路を優先した歩道の確保に努める。	
		ウ. ブラックアイス路面对策	砂箱設置箇所の維持管理及び砂の補充を適切に行うとともに、気象情報や路面状況に応じて融雪剤(凍結防止剤)の散布を行い危険箇所の解消に努める。	
	(3) 冬季の交通安全思想の普及徹底	ア. ドライバーへの教育・広報活動	冬道は、降雪、凍結により路面状況が逐次変化し、スリップ、わだち等が発生し、夏とは違う形態の事故が発生する。 このことを踏まえ、ドライバーに対し冬季型交通事故の特徴と、その対処法について広報の充実を図る。	市民サービスグループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署
7. 交通事故被害者への必要な情報の提供	(1) 室蘭警察署被害者支援対策	ア. 被害者支援に関する情報交換	交通事故の被害者の現状を把握して、被害者の視点に立ち被害者支援に関係する機関・団体等の緊密な連携と相互の協力によって、被害者への支援活動を推進する。	市民サービスグループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署
		イ. 業務を通じた被害者支援活動		
		ウ. 被害者支援に関する相互協力		
		エ. 被害者支援の普及啓発、広報		
		オ. その他被害者支援等に必要活動		
8. 市民参加・協働型の交通安全活動の推進	(1) 市民参加型の交通安全活動の推進	ア. 交通安全運動への理解と周知	交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加・協働型の交通安全運動の充実・発展を図る。 また、人と旗の波街頭啓発運動への地域住民の参加要請を町内会回覧等を活用し、多くの市民に交通安全運動への理解と協力の輪をさらに広げる。	市民サービスグループ 登別市交通安全協会 市民生活部市民協働グループ 室蘭警察署 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会